

利用権設定等促進事業とは

県基本方針及び市町村基本構想に従って実施される農業経営基盤強化促進事業の一環として利用権設定等促進事業（農用地について利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業）が位置付けられています。

（１）農用地利用集積計画の作成

市町村は、農業委員会の決定を経て利用権設定等の内容を含めた農用地利用集積計画を定めなければなりません。

（２）農用地利用集積計画の要件

ア 計画の内容が市町村基本構想に適合すること。

イ 利用権の設定等を受ける者が次のすべてに該当すること。

（ア）農用地のすべてを効率的に耕作すること。

（イ）農作業に常時従事すること。

（ウ）農作業に常時従事しないと認められる者については、（ア）のほか次の要件をすべて満たすこと。

①地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと。

②その者が法人である場合は、業務執行役員のうち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。

※農用地利用集積計画に、農用地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が定められている必要があります。

ウ 利用権を設定する土地について関係権利者すべての同意を得ていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（存続期間が20年を超えないものに限る。）を設定する場合は、2分の1を超える共有部分を有する者の同意を得ていること。

